

〔花城清文議員 登壇〕

○8番 花城清文君 このとおり声が小さいので了解ください。まず質問に入る前に、町民が主役のまちづくりをキャッチフレーズに当選された赤嶺正之新町長、おめでとうございます。これからの町政のかじ取りというか、かなり財政も厳しいでしょうし、いろいろな事業がめじろ押しかな。そういう面で苦労も大きいと思うが、それだけ町民が期待をしているから、是非しっかり頑張っしてほしいと思います。

選挙公約を正之町長は7項目かな、選挙公約を掲げています。公約というのは選挙民に対する約束です。その実現に向けてこれから取り組まれると思うが、今町長が思っていること。こういうふうにやりたいというのがあったら、それを聞かせていただきたいということで質問しますね。

1点目です。町長選挙の公約に掲げた町民体育館建設及び医療費無料化を問います。

(1) 町民体育館建設の必要性は何でしょうか。また、事業実施はいつなのか。(2) 町民体育館建設の事業費の総額は幾らか。国、県の補助金はあるのかどうか、それを教えてください。それから、(3) 医療費の無料化を高校卒業まで拡大するというが、いつから実施されるのか。(4) 財源は幾ら見積もっておられるか。(5) 国、県からペナルティーをないのかどうか、それをお答えください。

それから大きい2点目に行きます。町立宮平保育所での一時預かり保育と地域子育て支援センターについて伺います。町には親が就業等で子供を保育できない場合、親にかわって保育をする一時預かり保育があります。またもう一つは、地域子育て支援センターがあります。いずれも対象に事業ですので質問させてください。(1) 宮平保育所では一時預かり保育も、地域子育て支援センターも実施していないというが、それは事実なのかどうかお答えください。(2) 事業が実施できない理由は何でしょうか。また、希望者はいなかったのかどうか。(3) 保育士の確保のため町はどのように取り組んできたかお答えください。そして、その効果はどうでしょうか。(4) 支援センターが実施されない国へ補助金が返還がないのか。特に宮平保育所を建築する場合、普通の保育園に上乗せをして建物は、支援センターをつくるという面積で国の補助金を受けているはずですが、もしその事業をやらなかったら国に返還されるのではないかという心配があります。それはどうでしょうか、教えてください。

3点目に行きます。津嘉山小学校の用地も含め、幼稚園・分離新設と校区の見直しについて伺います。学校の分離新設には最低10年かかるでしょうね。用地の確保から建築、そして教材や機材いろいろな物をそろえるのにかなりの時間を要します。それと財源もかなり必要とします。そういうもので心配しているので、質問させてください。(1) 津嘉山幼稚園・小学校区域は今後も生徒数の増が予想されます。そこで将来人口を予測し本部公園近くに新設小学校の整備計画をしてはどうでしょうか。(2) 県宮南風原第一団地を初め兼本ハイツ、本部、兼城地区等は今翔南小学校校区ですから、それを通学が便利で距離が近い南風原小学校区に校区を変更してはどうかということです。お答えください。

4点目に行きます。南部水道企業団の給与の支給について伺います。2017年2月28日付の新聞で大々的に昇給について報道されました。その昇給というのも当然町民の水道料でしょう。企業長が出した個人のお金でもありません。町長が出した個人のお金でもありません。全て町民が負担した水道料金からそれが支払われています。なぜそうなったのかという疑問があるので伺います。(1) 企業長が言う全職員の給与見直しに対し職員組合は必要ないと反対しています。見直しをしなければならない理由は何でしょうか。(2) 構成町の役場職員は給与改定したが南部水道企業団は給与改定せず職員に不利益を与えたこともあるのかどうか、お答えください。

5点目に行きます。新川地内43番地付近の道路を町道に認定してはどうか伺います。これは私は何回も取り上げてきました。今後ますます道路行政が難しくなるだろうと思います。その理由として、道路整備をした、宅地造成をした業者が倒産していない。あるいは地主が亡くなっているとなると、責任を持って道路を整備する者がいなくなります。しかも町は固定資産税とか、町民税全て徴収しているはずですが、今みたいな町の方針だったら、どうぞ使う町民のほうで、利用者のほうで道路を整備してくださいと言いかねない。今後の道路行政をどのようにしたらいいのかと将来を憂えるので質問しますね。(1) 地主と交渉すると以前答弁がありました。交渉したのかどうかお答えください。(2) トラブルや道路の破損等が発生すると、困るのは一番町民です。今後の道路行政はどうされるのでしょうか、お答えください。以上5点、質問させてください。

○議長 宮城清政君 町長。

6月20日（第4号）一般質問

○町長 赤嶺正之君 花城清文議員のご質問1. 町長選挙の公約に掲げた町民体育館建設及び医療費無料化に関するご質問にお答えいたします。（1）のご質問ですが、

（1）、（2）は関連いたしますので、一括して答弁をさせていただきます。現在、町民が体育館を利用する際には、小中学校の体育館を利用して夜間に使用している状況で、日中は体育館が使用できない現状にありますことから、建設が必要と考えております。事業実施、あるいは年度等詳細につきましてはこれからでございますけれども、今後は黄金森公園の変更区域において施設等の検討委員会を開き検討してまいります。また、事業費についても、その検討委員会での結果を踏まえまして算出をしております。補助金につきましては、例えば公園事業で建設する場合には国の補助金、補助率2分の1でございますが、それを利用するということが可能と考えております。

（3）のご質問ですが、（3）、（4）、（5）は関連いたしますので、一括して答弁をさせていただきます。こども医療費の高校卒業までの拡大につきましては、県内で既に実施をしている自治体から情報を集め、分析をしているところでございます。その結果を踏まえて、財源等を含め計画を立てていく予定でございます。また、ペナルティーについては、国・県からの調整交付金、国の療養給付費交付金の減額措置対象となっております。

以下のご質問に関しましては、副町長、それから教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の町立宮平保育所の一時預かり保育と地域子育て支援センターについてを問うの（1）についてお答えします。保育士不足によって、平成29年度から一時預かり保育が運営できていない状況です。同じ理由で地域子育て支援センターも、今年度はまだ運用開始ができておりません。（2）についてお答えします。事業が開始できないのは、保育士不足により配置ができないことによるものであります。地域子育て支援センターの利用希望者は、4月に約20件ほど、5月は五、六件となっております。（3）についてお答えします。クラス担任保育士の代替保育について、短時間勤務の保育士を募集することで確保することができました。また、地域子育て支援センターの運営に関しては、地域の方々の協力で運営できないかとの提案も受けており、検討をしているところであります。（4）についてお答えします。事業を開始した場合に補助金の申請手続を行い、事業完了後に補助金が交付される仕組みですので、補助金の返還についてはありません。

質問事項4点目の南部水道企業団の給与の支給について問うの（1）についてお答えします。南部水道企業団の条例規則に照らし合わせて、過去に行った昇給内容に条例等の規定適用について誤解釈があり、当該昇給を無効にするということが理由であります。

（2）についてお答えします。構成町が行った給与条例改正を南部水道企業団が行わずに、企業団職員に不利益を与えたということはありません。

質問事項5点目の新川地内43番地付近の道路を町道に認定してはどうかの（1）についてお答えします。地主と交渉を行いました。道路用地の帰属を促しましたが地主の意向としては、これまで同様「無償譲渡での帰属は応じられず、今後も自己管理を行いたい」という旨の回答でありました。（2）についてお答えします。引き続き公共性の強い道路については、地主に対し帰属を促し、帰属が受けられない道路につきましては、地主に対し、維持管理の徹底を促してまいりたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それでは、3点目の幼稚園・小学校の分離新設と校区の見直し関連の質問でございます。まず（1）でございますが、現時点での新設校の計画はございませんが、状況を注視しながら必要があれば、過大規模校において生じる課題に対し、教育上支障が生じることのないよう増築、校区の変更、または分離等も含めて検討を行ってまいります。（2）のですが、南風原小学校区に関しましては、現在でも大規模校であることから、ご提案の校区の見直しは厳しいものと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それでは、それぞれ項目ごとに再質問します。まず1点目です。体育館ですが、今の答弁が、黄金森公園で変更を検討したいということで答弁がありました。黄金森公園と体育館というのは、黄金森公園というのは国の補助事業として補助金を受け入れているわけでしょうか。そういう体育館をつくる時に目的外ということで国への返還の心配はないのかどうか。あくまでも公園整備として皆さん方は用地を取得し、公園が整備されてきました。そこに体育施設である体育館をつくるとしたら、それが可能であ

6月20日（第4号）一般質問

るのか。国からの返還要求が来ないのかどうか。もう一つは、もしやるとしたら都計審の審議も必要でしょう。町の都計審、県の都計審の手続も必要だと思うが、どうでしょうか。その2つを教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず、公園の事業拡大、区域の拡大をする際にも、都市計画を区域の変更ということで都計審にかけて区域を拡大しないといけないということでもあります。そのためには町の都市計画審議会、県の審議会の同意をもらうということによって区域の拡大をして、また公園事業費のほうも拡大する部分がございます。また、期間の延伸とか、それも合わせたもので都市計画法上の認可をもらわないといけないと。その際に公園施設として今の運動施設の部分も合わせて、事業費の拡大も合わせて事業上の認可をとりたいというようなものが需要でございます。それによって公園施設として補助が適用されるということは、事務の手続をとって補助が適用されるというようなものでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 その手続をもしやった場合、見通しとしてどうでしょうか。可能性は高いですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 見通しとしては、公園施設として配置できるものということで認識しております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 大丈夫ね。安心しました。ただ、冒頭申し上げました、町は今財政難。財政調整基金も取り崩して、もうこれも少ないでしょう。町長の任期は4年です。その範囲内でこうした大型工事というか、事業というか、果たして取り組めるのかどうか少し不安であるが、町長は町民と約束をされているので、その実現に向けて最大限に努力をさせていただきます。

もう一つ、医療費の問題です。事業実施に向けての取り組みというのはこれからですよ。これも恐らく保護者は早目にやってほしい。私は平成29年6月、第2回定例会でこのことを質問しました。高校、大学まで困窮世帯にとっては負担は同じだから、負担に困っているんだから高校、大学までやったらどうかと提案をしました。幸い、正之町長は公約に取り上げていただきました。それを実現してください。幼稚園生であろうが、高校生であろうが、家庭から出る支出、負担は変わりません。困窮世帯の支援をするということであれば、早目にそのことを待たないで、中学校卒業まではサッとやったんだから、高校まで行っても大丈夫でしょう。制度の枠を広げるだけだから問題ないと思うので、早目にそれに取り組んでください。ただ、心配なのは先ほど言ったように財源なので、その財源をしっかりと確保しながらこの事業に取り組んでください。

次、2点目へ行きます。宮平保育所、答弁では両方ともやっていないということでした。皆さんは、南風原町子ども・子育て支援事業計画が平成26年から平成31年までの5カ年計画で策定されました。その計画では2つの事業をどのように捉えていますか、お答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 これまでも同様に一時預かり保育事業、それから子育て拠点事業と、保護者が緊急または一時的に家庭での保育を行うことが困難となった場合に、児童を一時的に預かり、子育て世帯の支援を促進するというところで、大変重要な事業だということは認識しております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 認識をされているんだったら、事業を当然やるべきでしょう。町の義務でしょう。保育士がいなかったら事業はやらないでもいい事業なのですか。事業をやるための保育士の確保というのは、町は当然の責任があると思います。いなかったからできませんでした。やりません。行政はそれでは困る。民間だったら、例えばアパート経営など、借りる人がいなかったから放っておきます。そういうことにはならないでしょう。借りる人を探すでしょう。それが仕事なんです。いなかったから、やるべき仕事をやらないというのはおかしい。特に、先ほど言った子ども・子育て支援事業計画の中でも一時預かり保育が、平成25年の実績で2,273名おられるわけです。地域子育て支援センター、これは宮平保育所、津嘉山保育園、かねぐすく保育園で事業を実施しています。同じく平成25年の実績は1万1,992名おられます。それだけやってほしいと。やるべきだということでそれを望んでいます。望んでいるのに、保育士がいなかったから取り組まなかったのが私はおかしいと思う。もう一度教えてください。どうしますか。

6月20日（第4号）一般質問

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 残念ながら保育士を確保することができなくて、やらないではなくてやれなかったということでございます。引き続き保育士の確保に努めて、できるだけ早い時期に開所できるように努めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 保育士の確保、皆さんはどのようにやっているのか。町内に認可保育園、公立保育園、保育士の資格を持った人たちが今まで勤務していて退職した保育士がおられると思う。何名おられましたか。その皆さんに対して募集しましたか。どういう方法でやったのか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 募集に関しては町のホームページ、あるいは保育所支援センターへの依頼等を通してハローワーク等、そういう形で募集をしておりますが、確保には至っていないと。一時保育事業については公立の宮平保育所、それからかねぐすく保育園、みつわ保育園とこの3園で実施しておりましたが、同じような理由で認可保育園も今年度、保育士確保ができずに開所できない状況になっているという状況です。引き続き保育士確保に向けて、潜在保育士の方々とか、あるいは8時間勤務ではなくて、パート的に4時間、4時間とか、そういう募集の仕方とか、そのようにシフト制を組んでの募集とか、あるいは拠点事業とか、地域の方の手をかりてといいますか、そういう方法もないかとか、そういう提案も受けていますので、いろいろな方法で早い時期での開所を目指していきたいと考えています。一時預かりするにしても、とにかく保育士を確保できないことにはどうしても開所できませんので、一日でも早く確保できるように努めてまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ホームページで募集したと。それは相手待ちでしょうか。こちらからこういう事業があるからこういう資格者が必要だと。こちらから言うべきではないか。ホームページでやっても見る人もいれば見ない人もいっぱいいる。相手待ちの行政ではなくて、やるべき仕事だったら、当然皆さんからその範囲を広げて、方法を広げてやるべきではないでしょうか。もう議論はしませんが、町長の、役場のやるべき仕事なのに、そういう形でいなかったからやりませんでしたと。それは町民に対して説明できません。今後の取り組みとして町長はどう思うか、教えてください。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 赤嶺正之君 議員ご指摘のとおり、保育士の確保ができなかったからやれなかったという担当部長の答弁でございますが、これは現実でございまして、私も教育長の在任中に幼稚園の教員が見つからなくて非常に苦労した経験がございます。それでも何とかなくちゃいけないという、議員と同じ考えでございましたので、そういう意味でいろいろなつてでお願いをした経緯があります。退職なさったOBの方とか、それでも大体が60歳を超えて退職なさっている方でございますので、現場での重労働といいますか、厳しい勤務内容といいますか、そのようなものを考えてしまうんでしょうね。なかなかわかりましたと、「じゃあ私がまた嘱託でもいいですからやりましょう」というような先輩がなかなかいらっしやなくて苦労した経緯があります。そういう意味からしまして、保育所の保育士も同様なことではないかと思いますが、しかし確かにやるべき事業を実施するためには、議員ご指摘のとおり待ちではなくて、こちらから幼稚園の先生をお願いしたような形で、保育園の保育士に対しても退職したOBの方に当たってみるというようなことも大事なかなと思いますので、もし議員のほうでもそういう有望といいますか、可能性のある先輩方がいらっしやいましたらご紹介をしていただければありがたいなと思っております。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 町民への行政ですので、いなかったからできませんということではなく、こちらからもしっかり資格者を確保をする努力が足りないと思うので、それをしっかりやってください。

次、3点目に行きます。津嘉山小学校の新設と翔南小学校の校区の見直しです。特に津嘉山小学校は毎年毎年生徒増があります。地域は今は、例えば本部公園の西側というか、津嘉山側というか、まだ空き地がある。どんどん家ができてきます。過大規模校になってから学校が必要だと。それでつくりますよと。空いている土地がないからつくる土地がありません。そういうことが起こり得るような気がする。ですから町には県町村土地開発公社南風原支社があるはずで。そこで用地の確保もできるはずで。いろいろな方法を

6月20日（第4号）一般質問

取り寄せてやらない限り、家が密集してから学校が必要だからつくりましょうということでは、今言ったように空き地がない。大きな面積、土地を必要とするわけでしょう。そういう面でこれからだというのが、是非早目に取組みないと、子供たちの教育におくれが生じます。将来を背負って立つ子供たちの教育が何よりも大切だと思うので、そういう面もおくれないように前に前にという方針でこれからも計画を立ててください。そして、翔南小学校の校区の問題。これもおっしゃるように厳しいと思う。那覇市はこういうものをやっているそうです。近い学校には、校区はここであるが保護者が選択できる制度があるようです。そういうものを検討してみたらどうでしょうか。そうすることによって校区の適正化というか、児童生徒の適正化、いろいろな面で工夫ができると思うので、それも検討してください。これは提案しておきます。それから校区についても、子供たちの交通安全の面で十分親が安心して学校に行かせられるような環境をつくってください。それをお願いしておきます。

次に、4点目の南部水道企業団の給与の支給について伺います。先ほど申し上げました不正給与を昇給をさせたのは、全て町民の水道料金です。誤った認識でそのようにやったという答弁があります。その誤りを正すのが行政でしょう。正しい方向でやるのが行政の責任なのでしょう。誤った規定で昇給させた、あるいは飛び級させた。その額は幾らか公表されましたか。幾ら過払いがあったか。そして公表はどうしたのか。どうするというのをお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。過払い、未払い等の金額については、幾らだったというのは報告を受けていません。今計算中ということは聞いていますが、確定額についてはまだ明らかにされておりません。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 町に最初に「どうでしょうか」と、町の意見を求めたと思います。2015年かな、もう3年経過しています。何でそんなに時間がかかるんですか。それを指摘したことはありませんか。当然、町長は南部水道の経営責任があります。八重瀬町もしかりです。権限が企業者にあるとしても、経営責任は町長にあります。町民が不利益を受けるのであれば、即それは是正しなければならないでしょう。指導しなければならないでしょう。それを見逃しているというのがよくない。その指導というか、助言というか、これまでどのようにされてこられたのでしょうか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 前企業長の在職中にこの給与問題が発覚して、当時の企業長の私的諮問機関であるアドバイザー会議がつくられて、その委員として本町から2名、八重瀬町から2名、企業局から2名の計6名で、過去にさかのぼっての給与のいわゆる条例規則に照らして、不適切な取り扱いがあったということについて審議を依頼された経緯があります。ですから、それは当時母体である本町、八重瀬町、それぞれの理事である町長からの命もあって調査をして、平成29年3月31日付で前企業長に提言書の報告書をまとめて提出しました。それから、2回目の提言については6月に入ってからだと思いますが、1回目で見落としした、その後にはわかった内容について再度の審議の依頼があって、6月に2回目のアドバイザー会議としての企業局に対する給与の是正についての提言は一応してあります。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 是非しっかりした水道経営をやってほしい。実は私のところにきのう、こういう文書が職員の方から来ています。それによると、目を疑いたくなる。経営者として、管理者としてそうなのかなと。それをまず読みますね。企業長はC案として、全職員の給与を初任給から見直し案を提案しております。当然、それは組合側は反対です。やるべきではないと。不正給与ですからやるべきではないということです。それで企業長が言うように見直しをやるうとしたら、採用辞令も、これまでの昇給辞令も全て書いてある。おかしいでしょう。政令に基づいて辞令交付をしたのに、それが書かれるというのはおかしい。やるべきではない。当然やるべきではない。それを経営責任のある町長は、企業長に撤回を求めるべきだと思うが、どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今のお手紙の内容については存じていませんが、私的に触れた、当時正式に辞令を交付されて初任給決定がされた件、それと2件ありましたか。C案の話がありましたら、C案でいいんですか。それも当局と組合で正式な交わした文書で有効だという。それに対して組合側からそういう手紙があったということで理解して、そういう

6月20日（第4号）一般質問

理解でよろしいですか。まずその前提でお答えしたいと思います。先ほど言いましたアドバイザー会議で議論したのは、初任給決定当時の位置づけが、企業団の条例規則に照らして間違いがあったということです。アドバイザー会議でそれぞれの職員の履歴を採用時から再点検したら間違っていたということが判明したから、提言書にまとめたということであり、今おっしゃった、当時、辞令を交付したからあれが絶対正しいという、当時はそういう議論は全くなかったのですが、そういう正しいという主張については、間違いは間違いでやはり正すべきだと。その認識は今も変わりません。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 もう一つ言いますね。今、南部水道は労使交渉を企業長がやるのではなくて弁護士を採用してやっている。高額な委託料を払って、報酬を払っている。労使交渉というのは当然企業長がやるべきでしょう。第三者である弁護士と交渉させるのはおかしい。それは無駄な税金。町民が払っている水道料からそれは支払われます。そういうことが平気で行われているということですから、それをやめさせるべき。企業長と労使交渉はしっかりさせるべき。それについてはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 間に弁護士を介して交渉の依頼をしているということですが、当然弁護士を依頼するには予算がかかるといいます。それは企業団の予算にきちんと計上して、議会でも承認を得て、その前提で進んでいると理解をしています。これ以上のことは実際、全く予算を使わずにサービスでさせているとか、そういうことであれば問題だと思いますが、正式な手順を踏んで、予算を確保してこれが進んでいるのであれば、町としてこれについて「やめろ」とかというのは無理ではないかと思えます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 特に副町長は自治労本部におられました。労使関係をよく知っておられるでしょう。そういう例が県内にあったのか。労使交渉に弁護士が入って、裁判沙汰だったらわかる。通常の団体交渉でしょう。それに弁護士が入ってやったというケースはありましたか、お答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 私が組合役員としての在職中は、そういう事例は扱ったことはありません。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 当然でしょう。それぞれの首長と労使が交渉するのが当然の手続きでしょう。これは税金ですから、1円たりとも無駄な金を使うべきではないというのが原則ですので、それをしっかり指導してください。

もう一つ言います。企業長の勤務についてです。企業長は無断欠勤がある。それともう一つ。1日の勤務が、1時間から3時間しか勤務しないと職員は言っています。それは職務怠慢ではないか。そういう事実があるようですから、しかも酒気帯び運転。朝出勤すると酒のにおいがプンプンする。そういうのが指摘されています。そういう指導は当然やるべきではないか。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今の件は、酒のにおいがプンプンとか、そういうのは初めて聞きますが、もしこれが事実であればゆゆしきことだと思いますが、町として全く別組織の内容ですので、理事としての責任云々であれば、それは調査して当然両理事から指導する必要はあると思います。ただ、その内容が私どものほうには全くなくて、それは事実を確認する必要はあると思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私が言っているのはそれなんです。事実を調査してください。それが事実だったら指導すべきです。絶対指導すべきだと私は思います。その事実を調査されますか。どうですか、教えてください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 この問題については企業団の問題ですので、町としてはこれについてあだこうだという立場ではありませんので、先ほど必要があればと言いましたが、これは別組織ですから町としてのかかわりは必要ないと思っています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 経営者というのはひとつも物が言えないわけ。企業長に対して、南部水道に対して町は何の権限もないんですか。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 町長。

6月20日（第4号）一般質問

○町長 赤嶺正之君 答えいたします。ただいまご質問の件に関しましては、私も最初の理事会がございまして参加したのですが、通常定例会への提案の議案の審議といたしますか、2案ございましたけれども、その内容説明を受けまして、その後、「新しい理事の方から何かございませんか」ということで話がございました。そのときに私も八重瀬町長もまだ新任でございますので、「どうぞ、これまでの、今取り上げていただいている問題に関しましては、ちゃんとアドバイザー会議のほうから、調査した結果提言書が出ているはずですから、我々がこれを蒸し返すというよりは、このアドバイザー会議が出した提言書のおり対応してください」というようなことを企業長には理事会の場で申し入れました。ただいま議員が取り上げている件に関しましては、これは私も初耳でございます。審議のほども、町議会で議員が取り上げているわけですからその真偽は疑わないんですけども、しかし私としては、それはあくまでも議員のほうの情報でございます。例えば警察署とか、そういうところからの正式な情報であれば、我々も改めて八重瀬町長との相談しながら対応してまいりたいということになります。現段階では、残念ですけども、我々にはそういう話が届いていないと。正式には来ていないと。公的な機関からの情報もないということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時55分）

再開（午後2時56分）

○議長 宮城清政君 再開します。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 南部水道の問題も、先ほど言った子供の問題、保育園の問題、これも町は今非常におくれをとっているというか、そういうことがあるので、しっかり町政運営のかじ取りをやってください。質問を終わります。ありがとうございました。